

# 誓 約 書

年 月 日

丹波市長 様

利 用 者

住 所

氏 名

(※<sup>1</sup>)

申 請 者

住 所

氏 名

(※<sup>1</sup>)

※<sup>1</sup> 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

※<sup>2</sup> 利用者と申請者が同一の場合は、申請者欄記入不要

※<sup>3</sup> 利用者欄は、申請者の代筆可

私は、丹波市配食サービス事業を利用するにあたり、下記の事項を誓約します。

## 記

1. 事業の利用にあたり、安否確認及び緊急時に備えて、申請書に記載した利用者に関する個人情報等を事業実施関係者に提供することを承諾します。
2. 事業の利用にあたり、配達時には在宅していることを守ります。しかし、配達時に不在となる場合には、事業所へ事前連絡をすることとし、その場合には翌日の午前中までに受け取りの連絡を事務所へ行います。
3. 配達時には、配達確認表により受取確認を行います。
4. 配食後は、昼食は午後2時、夕食は午後8時までに食事を摂取し、食べ残しについては、すみやかに処分するものとし、二度に分けて食べる等食中毒の起こるおそれのある行為はしません。また、食事の際の体調管理、アレルギーのある食物についての対処等は、利用者の責任において行います。
5. 緊急時の安否確認又は救助を目的にドア等を破損した場合は、他者に賠償を求めず、利用者の責任をもって処理します。
6. 利用者の負担となる食材料費等の実費（1食400円）は、指定された方法により負担します。また、前日の午前中か、もしくは利用事業所が指定する時間まで（事業所定休日を除く）にキャンセルの連絡をできなかった配食分については、実費（1食400円）を負担します。
7. 利用日において、災害、悪天候、交通事情、その他予期せぬ事故等の発生により、やむを得ず配食時間が変更、又は配食が一時中止になることを承諾します。
8. 事業の利用に関して、不可抗力等によるいかなる事故が発生しても、丹波市並びに委託事業者に対して一切の責任を問いません。
9. 事業利用の資格がなくなったとき、又は必要がなくなったときは、すみやかに丹波市長に連絡します。
10. 上記事項を守らなかった場合、配食サービスの利用を断られても異議はありません。